

答申書

(答申第110号)

平成30年8月17日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、平成29年2月6日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書（以下「本件対象公文書」という。）の公開請求を行った。

猛禽類調査業務委託に係る下記「報告書」一切。

- ・平成10年度その1、同その2
- ・平成11年度その1、同その2、同その3
- ・平成12年度その1、同その2、同その3
- ・平成13年度その1、同その2、同その3
- ・平成14年度その1、同その2、同その3

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年3月22日付け河建第41号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

文書No.	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
対象公文書1	平成10年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託 報告書 (平成11年3月)	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
対象公文書2	平成10年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託(その2) 報告書 (平成11年3月)	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1

対象公文書3	平成11年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託 報告書（平成11年8月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
対象公文書4	平成11年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その2）報告書（平成12年1月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
対象公文書5	平成11年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その3）報告書（平成12年3月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
対象公文書6	平成12年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その1）報告書（平成12年7月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1

対象公文書 7	平成12年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その2）報告書（平成12年12月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記 理由1
			「資料3 特別監視調査シート」の調査者の氏名	
対象公文書 8	平成12年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その3）報告書（平成13年3月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記 理由1
			「資料3 特別監視調査シート」の調査者の氏名	
対象公文書 9	平成13年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その1）報告書（平成13年7月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記 理由1
			「資料2 特別監視調査シート」の調査者の氏名	
対象公文書 10	平成13年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その2）報告書（平成13年11月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記 理由1
			「Ⅱ 特別監視調査票」の調査者の氏名	

対象公文書 11	平成13年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その3）報告書（平成14年3月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
			「資料2 特別監視調査シート」の調査者の氏名	
対象公文書 12	平成14年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その1）報告書（平成14年7月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
			「資料2 特別監視調査シート」の調査者の氏名	
対象公文書 13	平成14年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その2）報告書（平成14年11月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
			「資料2 特別監視調査シート」の調査者の氏名	
対象公文書 14	平成14年度 河内川ダム建設工事猛禽類調査業務委託（その3）報告書（平成15年3月）	一部公開	① 希少猛禽類の生息場所 ② 希少猛禽類の生息場所に関する図面および写真 ③ 希少猛禽類の生息場所に関する河内川ダム建設工事の工事箇所に関する情報 ④ 上記①から上記③までの他、希少猛禽類の生息場所に関する情報	下記理由1
			「資料2 特別監視調査シート」の調査者の氏名	

公開しない理由

理由 1	○条例第 7 条第 7 号（事務執行情報）に該当 ・県が行う野生動植物の保護に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
理由 2	○条例第 7 条第 1 号（個人情報）に該当 ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 6 月 7 日、本件処分の取消しを求めて実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

実施機関は、平成 29 年 8 月 23 日付け河第 447 号で、条例第 18 条第 1 項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、質問を行った。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書、意見書および当審査会での意見聴取で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

（1）条例第 7 条第 7 号（事務執行情報）の該当性について

現在の条例第 7 条の本文は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と改訂されている。

この改訂は、条例第 1 条の前に新たに置かれた「前文」の趣旨に沿って、非公開情報に限定的制約を加えたものである。

その上で、第 7 条第 7 号は、公開原則を除外するものとして「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を例示している。

本件「猛禽類調査業務」に係るものとしては、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」が該当すると考えられるが、ここでは単に事務の遂行に「支障を及ぼすおそれ」とはせず、その「公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」として、非公開処分により厳しい制限を加え、条項の乱用を戒めている。

さらに、本件「報告書」は本文58頁の他、「資料編」28頁から成っているが、資料編に含まれる52枚の写真のうち51枚が「希少猛禽類の生息場所に係る情報」を含むとして黒塗り措置が施されている。この場合の生息場所とは営巣場所のみならず、猛禽類の生活圏に係る単なる飛翔情報や景観と考えられるものであり、希少猛禽類の保護とは係わりのないものである。

これらの写真の公開が実施機関の事務の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは考えられない。

「市町単位」から見ればほとんどピンポイントに近い本件「調査範囲」は、希少猛禽類密猟者からすれば当該犯行の重要な手掛かりとなるものであり、「調査範囲図」内の飛翔図や眺望写真の非公開処分には論理上何ほどの意味もなくなる。

本件「調査範囲図」を公開しながら、「営巣場所等に関する情報が公になると密猟を防ぐ手立てが大幅に損なわれてしまうため、『県が行う野生動植物の保護に係る事務』が適正に遂行できなくなる」とする本件非公開処分理由には、県民の知る権利を制限するに足りるほどの合理的根拠がないというべきである。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア 調査業務の法的根拠について

審査請求人は平成29年4月17日、本件公文書公開の場において、河内川ダム建設事務所次長に、本件開示請求に係る報告書の一部を非公開とした「野生動植物の保護に係る事務」の具体的な根拠法令の教示を求めて、「県のお仕事は法令に基づくものかと思いますが、本件ダム建設工事に係るクマタカ等の追跡調査業務に福井県が6億円余りもの公金を投じられたのは、どのような法令に基づくものですか。」と尋ねたところ、次長は「即答できかねますので、調べてご返事します。」と答えたが、今日まで回答はなく、放置されて月日が経過するばかりである。

審査請求人が本件公文書の開示請求をしたのは、猛禽類調査業務委託が、法令上の根拠も示されずに行われていることに一人の県民として深い危惧と疑問を抱いたからに外ならない。

業務は適正に行われているのか、また、異常に高額な追跡観察業務には費用に見合う実体があるのか、それだけの効果を生んでいるのか、等々の疑問が生じるために本件報告書の開示を求めたものである。

処分庁が本件公文書公開請求に対して、非公開処分により写真や図面等に黒塗りしたのも、希少猛禽類の保護を名目としただけの粗末な業務内容の実体を県民の目から隠すための措置ではなかったかと審査請求人は疑いを抱いている。

適正に委託発注されていない業務の報告書につき、これを「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との理由により非公開処分とすることが果たして妥当であるのか。

イ 非公開情報の写しの未交付分について

黒塗りだから意味がないので渡せないというのは、非公開理由からさえ逸脱した措置であり、到底納得できるものではない。

「黒塗り文書の交付」を求めているのではなく、当該文書の開示を請求している

のであり、文書開示に際して処分庁の判断で公文書から特定ページをあらかじめ抜き取るという開示の方法に異議を申し立てているのである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

本件対象公文書に記載の希少猛禽類は、「福井県の絶滅のおそれのある野生動植物（以下「福井県レッドデータブック」という。）」において、保護が必要な種に選定されている。

この福井県レッドデータブックは、環境基本法第7条により、環境の保全に関する施策を策定し、実施する責務がある実施機関が、その施策を具体化したもの的一部である。

実施機関では、福井県環境条例第11条により「福井県環境基本計画」を定めて希少野生動植物の保全に取り組んでいる。特に保護が必要な野生動植物については、福井県レッドデータブックの中で指定し、保護対策の強化を図っている。

希少猛禽類の生息地、特に営巣場所を公表した場合、密猟のほか、カメラマン、観察者等多数の人々が営巣場所の近辺に集合、出入りを繰り返し、希少猛禽類の行動や繁殖を阻害することが危惧される。

例えば、本県では平成24年6月30日に、無許可でのメジロ等の飼養が摘発されている。野鳥の捕獲については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条により、無許可で行うことが規制されているが、密猟は、現行犯でない場合の摘発が極めて困難である。そのため、営巣場所等を公開しないことで密猟の防止を図っている。

また、国においては「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が適用されるところ、同法の適用においても、「稀少野生動植物種等に指定されている生物の生育場所等が具体的に特定できる情報であって、公にすることにより、盗掘・乱獲のおそれがあり、当該生物の保護に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非開示とされている（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の審査基準（平成13年3月23日国広情第22号国土交通大臣官房長））。

審査請求人は、営巣場所ではない場所の写真を、希少猛禽類の保護とは係わりのないものと主張している。しかし、この点について、「生物多様性基本法」や「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を踏まえた「猛禽類保護の進め方（改訂版）（環境省自然保護局作成）」には、生息地、特に営巣場所は非公開とし、背景の山の姿等から場所が推定できる写真等も同様の扱いとすることが明記されている。

このことは、希少猛禽類の生息場所や行動範囲（飛翔範囲や採食地）を特定することにより、容易に営巣場所の特定も可能となることを示している。

希少猛禽類の行動範囲は、主稜線に囲まれた範囲を単位とし、営巣場所の標高については、300～800mが一般的とされていることから、当該範囲を調査範囲と設定しており、実際にこの調査範囲において、飛翔行動を確認している。審査請求人が公開すべきと主張する51枚の写真は、それ単体で希少猛禽類の営巣場所が特定できる写真や、

公開している鳥類確認種一覧表や希少猛禽類出現状況資料と突き合わせれば営巣場所の特定が可能となる写真であり、非公開情報としたものである。

2 審査請求人のその他の主張について

ア 調査業務の法的根拠について

審査請求人は、河内川ダム建設工事に係るクマタカ等の追跡調査業務の根拠法令について、実施機関の担当職員が即答できず回答がないことをもって、本件処分の妥当性を否定しているが、追跡調査業務を行うことの根拠法令と、非公開とした本件処分の条例上の根拠とは直接の関連がない。

環境基本法第8条および福井県環境基本条例第6条において、事業者は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有すると規定されている。本調査業務は、この責務に従い、実施している。

イ 非公開情報の写しの未交付分について

未交付のページは、審査請求が提起された時点で、交付が可能な状態であり、審査請求人あてその旨伝えている。非公開情報を除いた部分に「有意の情報」がない場合に、そのページを抜き取って非公開とすることは、条例第8条第1項ただし書きで認められている。今回は、過去の審査請求人とのやり取りから、非公開とすることが審査請求人の意向に沿うことと考えたため、その方法を採用している。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書の非公開部分が条例第7条第1号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、非公開部分は条例第7条第7号に該当しないとして、処分の取消しを求めていることから、以下、非公開部分に係る非公開情報の該当性について検討する。

2 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、事務執行情報として公開しないと定めている。

本件対象公文書は、ダム建設工事の予定地に生息する猛禽類調査業務の報告書であり、調査対象となっている希少猛禽類であるクマタカは、平成29年発行の環境省レッドデータブックにおいて絶滅危惧IB類、平成28年発行の「福井県レッドデータブック」において、県域絶滅危惧I類にそれぞれ分類されている。

非公開とされた部分は、希少猛禽類の生息地や営巣場所に係る地名、図面および写真

ならびに生息地等が特定されるおそれのある工事箇所に関する情報等である。

非公開部分を公にした場合、生息地等が高い精度で特定され、その周辺に人が立ち入ることによる希少猛禽類の行動、繁殖への影響や、密猟等の事態に対して適切な処置をとることが困難となり、希少猛禽類の保護に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象公文書の非公開部分のうち、審査請求人が公開を求める部分について、条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、公文書公開に際して実施機関の判断で公文書から特定ページをあらかじめ抜き取るという公開の方法について、実施機関は審査請求人に対して、交付が可能な状況である旨説明しているが、今後、このような事案が起こることがないように、公開の実施にあたり、あらかじめ、公開請求者の意向を確認することが望ましいことを付言しておく。

4 まとめ

以上のことから実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 8月23日	・ 諮問書の受理
平成29年 9月28日	・ 審議（第1回）
平成29年10月31日	・ 審議（第2回）
平成29年11月30日	・ 審査請求人からの意見聴取 ・ 審議（第3回）
平成30年 1月22日	・ 審議（第4回）
平成30年 4月23日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第5回）
平成30年 5月28日	・ 審議（第6回）
平成30年 6月18日	・ 審議（第7回）
平成30年 7月30日	・ 審議（第8回）
平成30年 8月17日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稻 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	